

山口県産業技術振興奨励賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内中小企業における県内産業振興に資する産学公連携等による優れた技術の研究開発と新規事業展開の取組を奨励するとともに、ものづくり技術を尊重する社会的機運を醸成するため、山口県産業技術振興奨励賞（以下「振興奨励賞」という。）を授与することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 振興奨励賞は、次に掲げるものについて行う。

(1) 知事賞

単独又は産産・産学・産学公連携による優れた技術を基にした事業活動により県内産業振興への貢献が認められる県内に事業所を有する中小企業

(2) 知事特別賞

(1)の受賞に貢献したと認められる県内に事業所を有する大企業又は県内機関に所属する大学教授等

(3) 地方独立行政法人山口県産業技術センター理事長賞

(1)、(2)を除き、技術の優位性を特に認めるもの

(受賞候補企業等の推薦)

第3条 知事は、次に掲げる者に振興奨励賞の受賞候補企業等の推薦を依頼するものとする。

(1) 産業支援機関の長

(2) 県内大学・高等専門学校の長

(3) 市町長

(4) その他知事が特に認める者

(選考委員会)

第4条 振興奨励賞に関する事項を調査検討するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について、調査検討を行う。

(1) 振興奨励賞の運営に関する事項

(2) 受賞候補企業等の選考に関する事項

3 委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、研究開発及び事業化の分野において学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。

6 委員会に委員長を置く。

7 委員長は、山口県産業労働部イノベーション推進課長をもって充てる。

8 委員会の庶務は、山口県産業労働部イノベーション推進課において処理する。

(受賞企業等の決定)

第5条 振興奨励賞の受賞企業等は、委員会が選考した企業等のうちから、知事及び理事長が決定する。

(賞及び表彰の期日)

第6条 振興奨励賞は、賞状及び記念品とする。

2 振興奨励賞の表彰は、毎年1回別に定める期日に行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、振興奨励賞の表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。